

京都市告示第 6 2 9号

社会福祉法第 5 6 条第 8 項の規定に基づき、次のとおり、社会福祉法人 若竹会に対し  
解散命令を行いました。

令和 3 年 3 月 2 3 日

京都市長 門川 大作

- 1 名 称 社会福祉法人 若竹会
- 2 主たる事務所 京都市右京区太秦西野町 1 9 番地の 1 0
- 3 解散年月日 令和 3 年 3 月 2 2 日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)